主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人榎本信行の上告趣意は、憲法三八条違反をいうが、原審において主張および判断を経ておらず、適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四八年九月二七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫